



Ⅲ

前 期 基 本 計 画

2008年度～2012年度
(平成20年度～平成24年度)

1 基本計画のあらまし

1 計画の目的

この基本計画は、基本構想に掲げた「将来像」を実現するための目標を設定し、計画期間内における市政運営の指針とするものです。

2 計画の構成

この基本計画は、「将来像」を実現するために、分野別計画と地域別振興計画で構成されています。分野別計画では、基本目標とその基本目標を達成するための個別目標を定めています。地域別振興計画では、その地域の特性や地域資源などを生かし、特色ある地域の発展を示しています。

3 計画の目標年次

基本計画の目標年次は、平成24年度（2012年度）とします。この計画は、平成29年度（2017年度）を目標年次とする基本構想のめざすまちづくりに向けて、5年間で実行するものです。

なお、一部計画には、個別の計画との整合性を持たせるため、目標年次に違いがある場合があります。



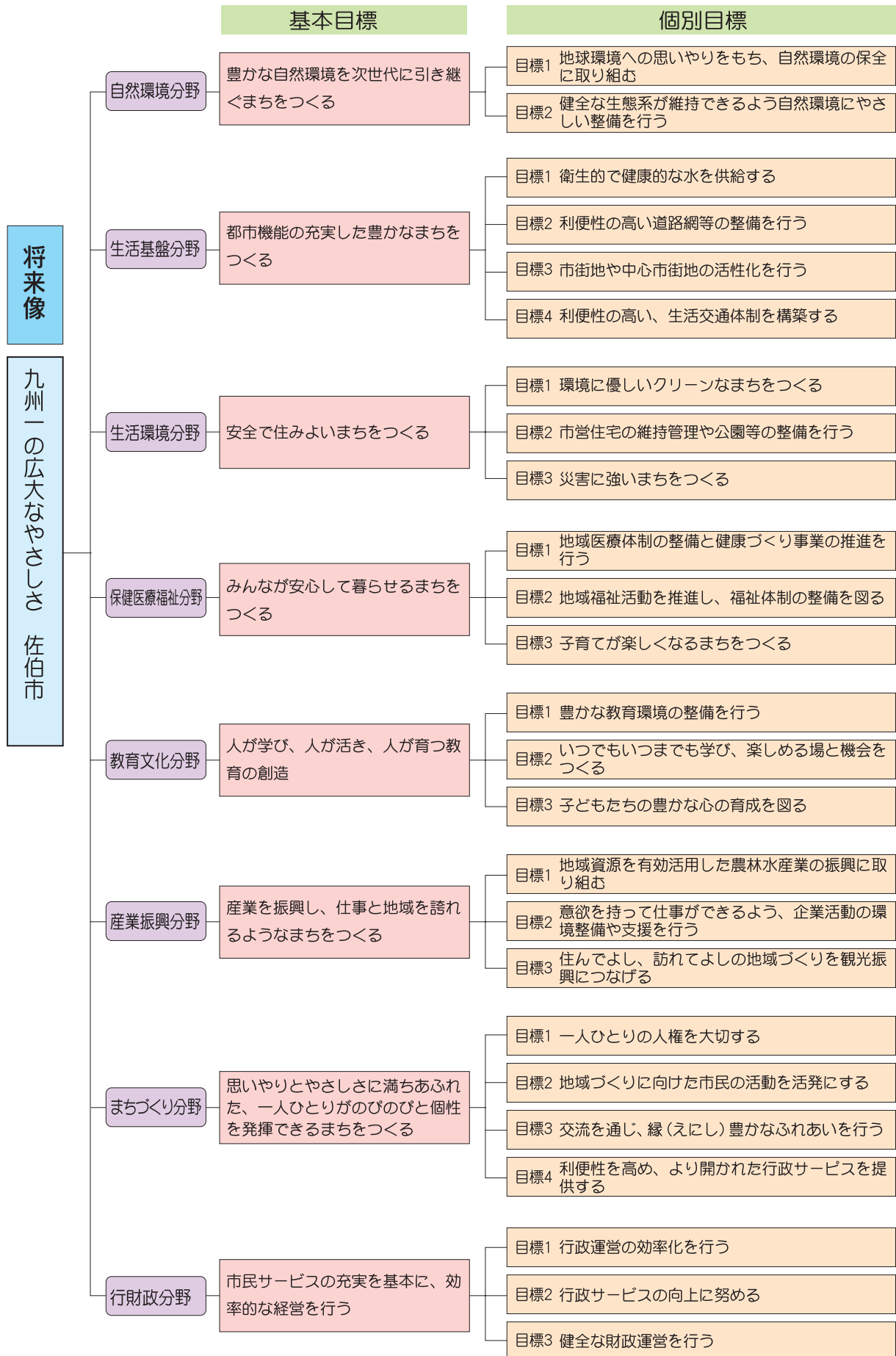
未来を担う子どもたち

2 分 野 別 計 画

I 分野別計画書体系図

- 1 自然環境分野
- 2 生活基盤分野
- 3 生活環境分野
- 4 保健医療福祉分野
- 5 教育文化分野
- 6 産業振興分野
- 7 まちづくり分野
- 8 行財政分野

基本計画部分体系図



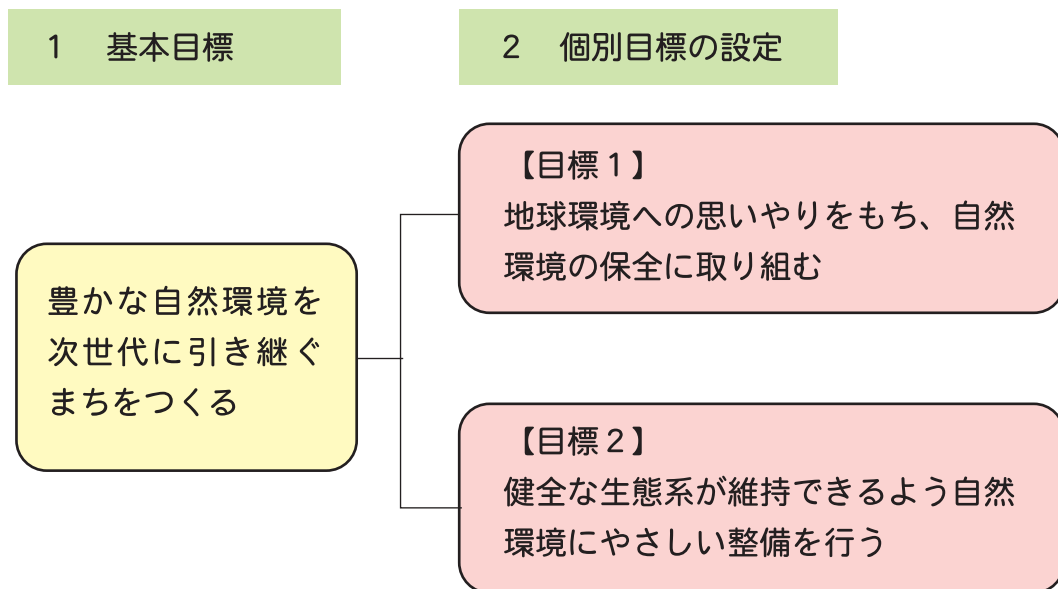
1 自然環境分野

《基本目標》

豊かな自然環境を 次世代に引き継ぐまちをつくる

本市の山・川・海などの豊かな自然環境は、わたしたちの癒しの場であるとともに、国土の保全、水源のかん養など重要な役割を果たしています。

このような自然環境は、わたしたちにとってかけがえのない貴重な財産です。本市では、さまざまな環境施策の方針を示す「佐伯市環境基本計画『さいき903エコプラン』」（注）に基づき、市民・事業者と行政が一体となって環境保全の取り組みを進め、山・川・海の豊かで美しい自然環境を次世代へ引き継ぐまちをつくれます。



（注） 「佐伯市環境基本計画『さいき903エコプラン』」とは、環境の保全・創造に関する施策を中・長期的な観点から総合的・体系的に進めていくための計画です(平成20年3月策定)。市民・事業者・行政に対し、環境保全に取り組む上での指針を示しています。

※ さいき903エコプラン…903k㎡という九州一広大な佐伯市において、合併した9つの地域が、輪になり、市民・事業者・行政の3者が一体となって環境問題に取り組んでいくという思いを表しています。

《目標 1》

1 個別目標の設定

地球環境への思いやりをもち、
自然環境の保全に取り組む

2 考え方

地球規模で、大気汚染、温暖化やオゾン層の破壊など、さまざまな問題が発生しています。地球環境を守るためには、市民一人ひとりが自らできる範囲で自然環境に配慮した行動を行うことが大切です。

本市は、この地域の貴重な自然環境を次世代へ引き継ぐため、「佐伯市環境基本計画『さいき903エコプラン』」に基づき、自然環境に配慮し、市民・事業者と行政が一体となって、さまざまな環境保全活動に取り組んでいきます。

3 具体的な取組

- (1) 「環境基本計画」により、市民・事業者と行政が一体となり、地球にやさしい取組を行います。
- (2) 「地球温暖化対策地域推進計画」により温室効果ガスを削減します。
- (3) 河川愛護意識の高揚を図り、番匠川を九州で一番の清流河川にします。
- (4) 地域の自然環境を把握するため調査を行い、適正な環境保全に努めます。

4 目標（値）

(1) 温室効果ガスの削減

市民や事業者に率先した行政の取組として、市庁舎からの温室効果ガスの総排出量を5.6%削減します。

(温室効果ガス排出量)

現状値	18年度(2006年度)	41,482トン
目標値	23年度(2011年度)	39,180トン(▲約5.6%)

（２） 番匠川の清浄化

番匠川を九州で一番の清流河川にします。

現状値	19年度(2007年度)	九州では第 6 位
目標値	24年度(2012年度)	九州 1 位

平成19年度調査時、九州では第6位（大分県では1位） 〈平成19年九州地方一級河川の水質状況調べ〉

（３） 河川愛護デーの取組を推進

現状値	19年度(2007年度)	約13,000人の参加
目標値	24年度(2012年度)	15,000人以上の参加



廃油でつくるろうそく

《目標2》

1 個別目標の設定

健全な生態系が維持できるよう 自然環境にやさしい整備を行う

2 考え方

自然環境は、生活の根幹にかかわる水源のかん養や国土の保全、空気の清浄化、食料の供給、また人々の憩いの場・癒しの場として大切なものです。

しかし、森林は、整備の遅れ等により、健全な生態系を維持することが難しくなっています。また、山地の森林環境が悪くなることは、川や海の環境に影響を及ぼし、自然災害の発生や漁獲高の減少等にも繋がります。

わたしたちは、生活の基盤であるこの山・川・海を守り、健全な生態系を維持するために、自然環境にやさしい整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 地球温暖化防止等の機能が発揮できる森林整備に取り組みます。
- (2) 海岸清掃や底曳網にかかったごみの回収処理を定期的に行うことで、海の環境保全に努めます。
- (3) 市有林の未植栽地へ広葉樹(カシやシイなど)を植えます。
- (4) 全市的に河川愛護の意識の高揚を図ります。
- (5) ボランティア活動等による市民参加の森林づくりに取り組みます。
- (6) 河川等の流木防止対策に取り組みます。

4 目標(値)

- (1) 地球温暖化防止のため間伐を促進

目標値	24年度まで (2012年度)	2,500ha以上の間伐の実施 (間伐等推進計画の実施)
-----	--------------------	---------------------------------

- (2) 森林ボランティア等の取組を推進

山林の環境を整えるとともに、その意義や重要性を広めるため、森林ボランティアや植林ボランティアの参加者を増加させます。

現状値	19年度(2007年度)	約 260 人の参加
目標値	24年度(2012年度)	300 人以上の参加

2 生活基盤分野

《基本目標》

都市機能の充実した豊かなまちをつくる

本市は、市町村合併により、総面積が903平方キロメートルと九州一広い市となりました。しかし、その弊害もあり、山間部地域と海岸部地域を直接結ぶ道路網は乏しい状況となっています。また、海岸部を中心に慢性的に飲料水の供給が不安定な地域があります。さらに、過疎化や郊外の大規模店の出店による中心市街地の空洞化は、深刻な問題となっています。市民アンケート結果でも、道路網整備や中心市街地の活性化に非常に高い関心が寄せられています。

そこで、都市機能の充実を図るため、水道水の安定供給システムを確立するとともに、東九州自動車道の早期開通や各地域間の循環型道路網の整備を促進します。また、「佐伯市中心市街地活性化基本計画」を策定し、中心市街地における住環境を改善するなど活性化策に取り組みます。

1 基本目標

2 個別目標の設定

都市機能の充実した豊かなまちをつくる

【目標1】
衛生的で健康的な水を供給する

【目標2】
利便性の高い道路網の整備を行う

【目標3】
市街地、特に中心市街地の活性化を行う

【目標4】
利便性の高い生活交通体系を構築する

《目標 1》

1 個別目標の設定

衛生的で健康的な水を供給する

2 考え方

水道水の安全で安定的な供給と経営の健全化に取り組み、地域格差のない水道システムを確立することにより、快適で住みよいまちづくりを進めます。

3 具体的な取組

- (1) 「佐伯市水道事業基本計画」に基づき、水道施設の整備に取り組みます。
- (2) 「佐伯市簡易水道事業統合計画」により、安定した水道水を供給します。
- (3) 中央監視システムの導入により、維持管理の省力化と安全管理に取り組みます。

4 目標（値）

- (1) 水道施設に対する市民の満足度の向上
(総合計画市民アンケート調査結果による。)

現状値	19年度(2007年度)	58%
目標値	24年度(2012年度)	70%以上



上岡第一浄水場

《目標2》

1 個別目標の設定

利便性の高い道路網の整備を行う

2 考え方

市民の利便性の向上を図り、地域の活性化を推進するため、高速道路・地域間交流道路・生活圏道路を含む道路網の整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 東九州自動車道「佐伯～蒲江間」、「蒲江～北川間」の早期開通をめざします。
- (2) 国道や主要な県道については、国や県に積極的に働きかけるとともに、市道の改良及び整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型の道路網の整備に取り組みます。特に合併に伴う支援道路の整備には、強く要望をしていきます。
- (3) 市民と市が一体となってルートや構造等を協議し、低コストで費用対効果の高い市道の整備に努め、地元の協力体制の下、事業の早期完成をめざします。
- (4) 都市計画道路見直し検討委員会を設置し、街路の整備見直しに取り組みます。

4 目標（値）

(1) 道路の整備に対する市民の満足度の向上

現状値	19年度(2007年度)	35%
目標値	24年度(2012年度)	45%以上

(2) 市道の道路改良率の推進

現状値	19年度(2007年度)	59%
目標値	24年度(2012年度)	65%以上

(3) 都市計画道路の整備率の推進

現状値	18年度(2006年度)	52.8 %
目標値	24年度(2012年度)	61.6 %以上

《目標3》

1 個別目標の設定

市街地、特に中心市街地の活性化を行う

2 考え方

中心市街地の商店街の店舗数及び年間販売額を、平成9年と平成16年で比較すると、店舗数で44パーセント、販売額で55パーセントと半分程度の減少となっています。中心市街地内の商店は、郊外に広がった大型店舗により、厳しい経営を強いられています。

このような中で、市としては、都市計画法などのまちづくり三法の趣旨に基づき、都市機能の集積した活力あるまちづくりに取り組みます。特に、中心市街地については、コンパクトシティの考え方を基本とし、商工会議所など民間部門との連携を図りながら、「佐伯市中心市街地活性化基本計画」を策定し、さまざまな活性化策を推進します。

3 具体的な取組

- (1) 都市機能の集積したまちづくりを推進し、活気ある市街地の整備に取り組みます。
- (2) 中心市街地の区域内居住者の増加を図るため、民間住宅の利活用を推進します。
- (3) 中心市街地活性化協議会の立ち上げを支援し、「佐伯市中心市街地活性化基本計画」を策定します。この計画により中心市街地における住環境を改善するなどの活性化策に取り組み、人口の減少を抑制します。

4 目標（値）

- (1) 中心市街地の区域内居住人口の増加

現状値	19年度(2007年度)	7,380人
目標値	24年度(2012年度)	7,400人以上

《目標4》

1 個別目標の設定

利便性の高い生活交通体系を構築する

2 考え方

既存の路線バスの維持に努めるとともに、今後の交通事情や地域の特性に応じてコミュニティバス等を運行することにより、生活交通手段の確保に取り組めます。

3 具体的な取組

(1) 民間路線バスを維持するため、生活路線維持補助を継続し、あわせて、バス事業者と協議しながら、利用促進を図ります。

(2) 各地域においてコミュニティバス等の導入を図り、交通不便地域の解消に取り組めます。

4 目標(値)

(1) 公共交通機関に対する市民の満足度の向上

現状値	19年度(2007年度)	24%
目標値	24年度(2012年度)	50%以上

(総合計画市民アンケート調査による満足度)



コミュニティバス黒沢・岸河内線の出発式

3 生活環境分野

《基本目標》

安全で住みよいまちをつくる

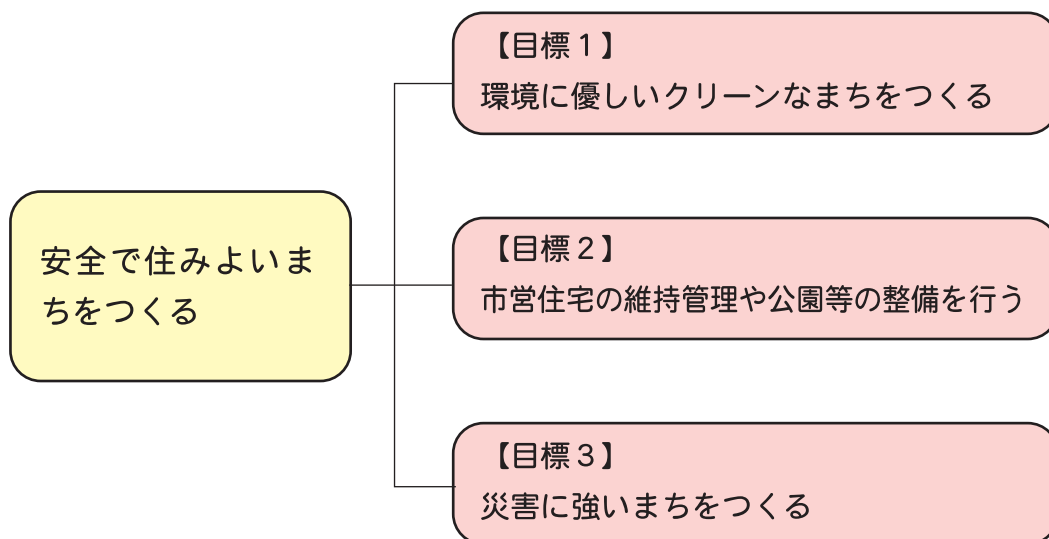
市民が、日常生活を快適に過ごせるように循環型社会・環境調和型社会の実現が求められています。そのためには、ごみの減量化やリサイクルの適正処理等を推進し、環境に配慮した取組を行政も市民も行う必要があります。

また、安全な生活を送るために、総合情報伝達システムを使った福祉、防災・防犯などの取組を推進するとともに、住宅・市有建築物等の耐震化等の促進にも取り組む必要があります。

このように、わたしたちの日常生活が快適に過ごせるように、今後も安全で住みよいまちづくりに取り組みます。

1 基本目標

2 個別目標の設定



《目標 1》

1 個別目標の設定

環境に優しいクリーンなまちをつくる

2 考え方

美しいまちづくりをめざし、ゴミの減量化や生活排水処理施設の普及など、各種施設整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 「佐伯市一般廃棄物処理計画」の見直しを行い、今後の廃棄物の減量化及び処理方法の方向性を決定します。
- (2) ゴミの分別・減量化に取り組むとともに、循環型のまちづくりを進めるため、市民の意識改革に取り組み、3 R（注）の協働を推進します。
- (3) 「佐伯市生活排水処理基本計画」を策定し、生活排水処理施設の整備促進と普及促進向上に取り組みます。
- (4) 「佐伯市環境基本計画」に基づき、市民・事業者と行政が協働で、生活環境を守る取組を行います。

4 目標（値）

- (1) 1人一日あたりのごみ排出量の削減

現状値	17年度(2005年度)	909 g
目標値	24年度(2012年度)	899 g

- (2) 生活排水処理率（合併処理浄化槽及び集合処理接続状況）の向上

現状値	18年度(2006年度)	53.3%
目標値	24年度(2012年度)	68.0%以上

※ 生活排水処理施設の整備率を表しています。

- (3) 生活排水処理普及率（合併処理浄化槽及び集合処理接続準備完了状況）の向上

現状値	18年度(2006年度)	61.0%
目標値	24年度(2012年度)	70.0%以上

※ 生活排水処理施設として設備された施設がどれほど各家庭等に接続されているかを表しています。

(注) 「3 R (サンアール)」とは、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」という廃棄物処理や優先順位のことで、リデュース(reduce)とは、ごみの発生抑制、リユース(reuse)とは、再利用、リサイクル(recycle)とは、再資源化をいいます。それぞれの頭文字を取って3 Rと呼ばれます。

《目標2》

1 個別目標の設定

市営住宅の維持管理や公園等の整備を行う

2 考え方

安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざし、市営住宅の維持管理や公園等の整備に取り組みます。

3 具体的な取組

(1)「佐伯市公営住宅ストック計画」に基づき、市営住宅の効果的な活用と維持管理に取り組むとともに、民間と連携した管理運営についても検討します。

(2)まちを美しく保つため、公園等の整備及び効率よい維持管理に努め、住みよいまちづくりに取り組みます。

4 目標(値)

(1)公園(都市計画区域内)の整備

現状値	19年度(2007年度)	33箇所	84.85 ha
目標値	24年度(2012年度)	36箇所以上	87.45 ha

※ 今後は、脇公園などの公園整備を行います。



脇地区鶴望公園

《目標3》

1 個別目標の設定

災害に強いまちをつくる

2 考え方

安全・安心なまちをめざし、防災体制や情報伝達システムの構築に取り組みます。

また、東南海・南海地震などの地震災害に備え、市内の住宅・建築物の耐震化を促進します。

3 具体的な取組

- (1) 「佐伯市地域防災計画」に基づき、消防本部・消防署を拠点とした消防防災体制を構築し、また、山川等の危険箇所を把握・整備し、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- (2) 地域の実情に応じた自主防災組織の設立を市内全域で進め、市民と協働した災害に対する備えに取り組むとともに、災害対策の拠点となる消防庁舎、市役所などを整備します。
- (3) 「佐伯市情報化基本計画」を策定し、行政情報はもとより、緊急通報システムなどの高齢者福祉に対応する整備やライブカメラによる河川等の防災情報の提供を市内一斉に行える総合情報伝達システムなどの防災に対応する整備に取り組みます。
- (4) 「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、市内の住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震化の促進に取り組みます。

4 目標（値）

(1) 防災無線等整備地域の充実

現状値	18年度(2006年度)	6 振興局管内のみ
目標値	24年度(2012年度)	市内全域

(2) 自主防災組織の結成地域の増加

現状値	18年度(2006年度)	216地区
目標値	24年度(2012年度)	市内全域

(3) 住宅・建築物の耐震化の促進

現状値	18年度(2006年度)	住 宅	49.4%
		特定建築物	53.5%
		市有建築物	78.5%
目標値	24年度(2012年度)	住 宅	60 (70)%
		特定建築物	70 (90)%
		市有建築物	90 (100)%

※ () 内の数値は、平成29年度の目標値を表します。



消防団の水防訓練

4 保健医療福祉分野

《基本目標》

みんなが安心して暮らせる まちをつくる

全国的に少子・高齢化が進む中、本市の高齢化率は、29.9 パーセントです。市内の行政区373区のうち、約 1 割が地区の高齢化率50パーセントを超えています。また、核家族化により、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者も多く、早急な高齢者対策が求められています。

一方、少子率（注）は11.9 パーセントであり、地域別で見ると、旧市町村9地域のうち5地域が10パーセント未満になっています。少子化の大きな原因の一つとして、子育てに対するさまざまな負担感の増大があり、安心して子育てができるための支援が必要になってきています。

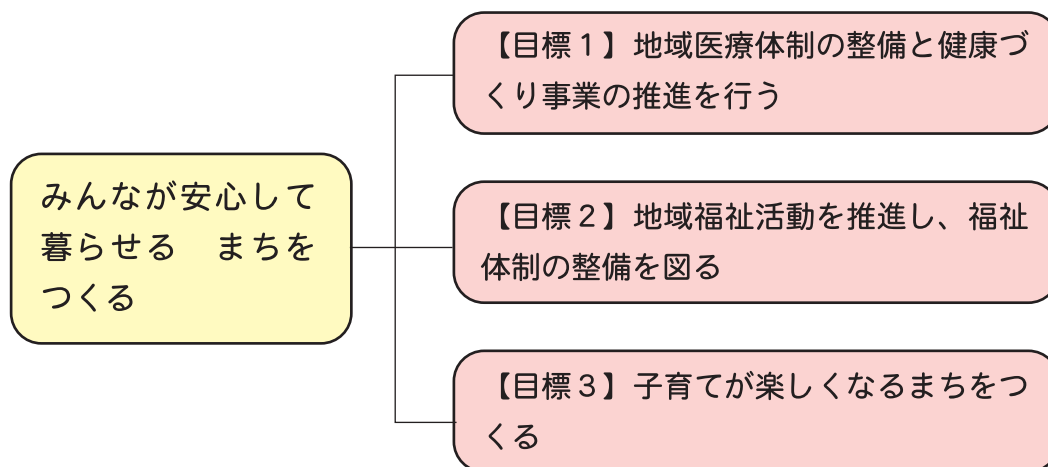
また、全国的に、特に地方での医師不足が社会問題化するなか、本市においても特定診療科の減少など、地域医療の確保・継続が危ぐされています。さらに、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行など、福祉を取り巻く環境も近年変わってきています。

このような状況のなか、「佐伯市地域福祉計画」を策定し、本市に住むみなさんとともに、将来的に安心して暮らせるまちづくりのために、さまざまな取組を行います（高齢化率、少子率とも平成20年3月31日現在の数値です）。

（注） 「少子率」については、P7ページを参照してください。

1 基本目標

2 個別目標の設定



《目標 1》

1 個別目標の設定

地域医療体制の整備と健康づくり事業の推進を行う

2 考え方

平成16年度から導入された「新“医師臨床研修制度”」などの影響により、地方での医師不足や診療科の休止・廃止が深刻な問題となっています。このため、将来にわたり地域での適切な医療が受けられる環境整備が必要になります。

そのために、特に地域の診療所と医師会の連携を深め、情報通信システムを活用した遠隔地の診療体制などの整備に努めます。

また、病気の早期発見・治療にとどまることなく、予防対策も重要となるため、「佐伯市健康づくり計画（さーいきいき健康21）」に基づき、個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくり対策に取り組めます。

3 具体的な取組

- （1）医師確保対策、地域医療体制の整備を行います。
- （2）健康づくりサークルや普及ボランティアの育成を支援します。
- （3）健康診査や各種がん検診等の充実を図り、保健指導を推進します。
- （4）心の健康づくりに取り組みます。

4 目標（値）

- （1）肥満者（BMI 25以上）の割合の減少

現状値	18年度(2006年度)	市	男36.9%	女22.5%
		国	男29.0%	女24.6%
		県	男34.8%	女21.0%
目標値	24年度(2012年度)	市	男30%以下 女15%以下	

※「BMI（ボディ・マス・インデックス）」とは、肥満度の判定方法の一つです。

体重（kg）/身長（m）²で求められます。やせ（18.5未満）、標準（18.5～25未満）、肥満（25～30未満）、高肥満（30以上）となっています。

(2) がん標準化死亡比（壮年期）の低下

現状値	18年度(2006年度)	市	97.9
		県	95.3
目標値	24年度(2012年度)	市	95.3 以下

※「標準化死亡比」とは、その地域の死亡率を比較するための指標です。全国平均を100とし、100を超えると死亡率が高くなります。

(3) 健康寿命の取組

現状値	18年度(2006年度)	市	男75.02歳	女79.81歳
		国	男72.3歳	女77.7歳
		県	男75.8歳	女79.3歳
目標値	24年度(2012年度)	市	男76.77歳	女80.56歳

※「健康寿命」とは、その人の人生の中で、元気で活動的に暮らすことができる期間をいいます。

※ 国の数値については、WHO方式で算出したものです。



佐伯地区対抗駅伝大会

《目標2》

1 個別目標の設定

地域福祉活動を推進し、福祉体制の整備を図る

2 考え方

全国的な少子・高齢化の状況の中で、本市においても、少子・高齢化が進んで共同体としての機能の衰えが懸念される小規模地域の増加が予測されます。このような中で、多くの高齢者は、住み慣れた地域で暮らしてくことを望んでいます。

今後、高齢者や障がい者ができうる限り住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らしていけるように、介護保険など公的な福祉サービスの充実に加え、市民による自主的な地域福祉活動を促進し、地域における総合的な福祉体制の整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 「佐伯市地域福祉計画」を策定し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- (2) 「佐伯市障害者福祉計画」に基づき、障がい者の生活や社会参加を支援します。
- (3) 「老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」の見直しを行い、介護事業の円滑な運営と高齢者の生きがい支援を行います。
- (4) 社会福祉協議会や民生児童委員、各種の福祉団体・NPO・ボランティア団体等と連携して市内全域に共助の輪を広げます。

4 目標（値）

(1) 社会福祉活動に対する参加率の増加

現状値	19年度(2007年度)	35%
目標値	24年度(2012年度)	50%

(2) 住民主体の集いの場づくりの推進

[さいきの茶の間]

現状値	19年度(2007年度)	0 か所
目標値	24年度(2012年度)	30 か所

※ 「佐伯の茶の間」とは、地域に住むだれもが気軽に参加できる地域の「集いの場」をいいます。ひとり暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者等の人たちが、公民館や集会所、空き家等を利用し、気軽に集える場づくりを住民自ら運営します。

[いきいきふれあいサロン]

現状値	19年度(2007年度)	8 地域	144か所
目標値	24年度(2012年度)	9 地域	180か所

※ 「いきいきふれあいサロン」とは、一般的な高齢者を対象とした事業で、介護予防を目的とし、地域の高齢者やボランティアが気軽に集まって、おしゃべりや体操・会食等を行います（月1～2回程度）。

(3) 情報提供や相談支援の体制整備

	目 標
24年度 (2012年度)	インターネット情報の提供 認知症ネットワーク体制づくり

※ 佐伯市のサービスが自由に検索でき、本人や家族がサービス等を確認できるためのシステムで、遠方にいる家族も相談等できやすく、円滑に介護ができるためのものです。



いきいきサロン

《目標3》

1 個別目標の設定

子育てが楽しくなるまちをつくる

2 考え方

我が国の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、少子・高齢化社会が進行しています。本市でも結婚観や価値観の変化、女性の社会進出に伴う仕事と家事・育児の負担が大きくなってきています。また、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題も生じており、子育てへの支援が必要になってきています。

このような状況の中で、子どもを安心して産み育てることができるよう、「さいき子ども育成支援行動計画」に基づき、子育て支援を行い、子育てが楽しくなるまちづくりに取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 保育所や児童クラブの充実を図るとともに、幼稚園と保育所の一元化に取り組むなど、地域の企業や民間団体等の協働により、働きながら子育てができる環境づくりに努めます。
- (2) 地域子育て支援センターや児童館など、子育て中の親や子どもたちの交流の場づくりを推進します。
- (3) 乳幼児健診・相談等の母子保健事業の充実のほか、乳幼児から小学生までの医療費の助成制度を拡大します。

4 目標（値）

(1) 延長保育事業の増加

現状値	18年度(2006年度)	2 か所
目標値	24年度(2012年度)	5 か所

※「延長保育」とは、保育所で、通常の保育時間を延長して行う保育をいいます。女性の就労の増加や就労形態の変化に対応する事業です。

(2) 病児・病後児保育事業の増加

現状値	18年度(2006年度)	0 か所
目標値	24年度(2012年度)	1 か所

※「病児・病後児保育事業」とは、病気や病後のため集団保育が困難で、かつ、家庭での保育が困難な児童の一時預かり保育のことです。

(3) 放課後児童クラブの設置の増加

現状値	18年度(2006年度)	21か所
目標値	24年度(2012年度)	24か所

(4) 乳幼児健診受診率の向上

現状値	18年度(2006年度)	1歳6か月児 3歳児	94.7% 90%
目標値	24年度(2012年度)	1歳6か月児 3歳児	95%以上 95%以上



赤ちゃんの1ヶ月健診

5 教育文化分野

《基本目標》

人が学び、人が生き、人が育つ教育の創造

近年、少子・高齢化などの社会構造の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わってきています。教育力の低下や道徳観の欠如などが取り上げられるようになり、いじめや少年犯罪などの問題が増えてきています。また、高齢化が進む中、生き活きと暮らせるように生涯学習や文化芸術活動、生涯スポーツの推進が求められています。本市は、市町村合併により広大な面積をもった市となり、これまでとは違った方法で、各種施策を展開していく必要があります。このような状況の中、本市では、平成19年3月に、佐伯市長期総合教育計画「さいき まなび プラン 2007」を策定し、教育をめぐるさまざまな問題に対応しています。

1 基本目標

2 個別目標の設定

人が学び、人が活
き、人が育つ教育
の創造

【目標1】

豊かな教育環境の整備を行う

【目標2】

いつでもいつまでも学び、楽しめる場と
機会をつくる

【目標3】

子どもたちの豊かな心の育成を図る

《目標1》

1 個別目標の設定

豊かな教育環境の整備を行う

2 考え方

少子化による幼児、児童、生徒数の減少に対応するため、地域ぐるみの開かれた特色ある学校づくりや、学校(園)規模の適正化、学校・給食施設等の適正配置を推進します。また、個性に応じた指導を推進するため、特別支援教育の充実を図るとともに、「わかる授業」の実現と確かな学力の育成に取り組めます。

3 具体的な取組

- (1) 特色ある学校づくりに取り組むために、「佐伯市特色ある学校づくりサポート事業」を充実させるとともに、周辺部地域での小中一貫教育を推進します。
- (2) 一定規模の学習集団による教育効果を確保するため、学校(園)規模の適正化や学校・給食施設等の適正配置に取り組めます。
- (3) 「佐伯市子ども特別支援ネットワーク」の整備と充実を図り、障がいのある児童生徒の支援に取り組めます。
- (4) 「佐伯市評価規準診断テスト」を実施し、児童生徒の学習定着状況の把握と授業改善に取り組み、児童生徒の評価基準値(目標値)の達成をめざします。
- (5) 地域や保護者のニーズに応じた幼稚園と保育所の一元化を検討していきます。

4 目標(値)

- (1) 特色ある学校づくりの取組の推進(取り組む学校の割合)

現状値	18年度(2006年度)	小学校30%、中学校36%
目標値	23年度(2011年度)	小学校50%、中学校50%

(2) 学校の適正化・適正配置の対象校数

現状値	18年度(2006年度)	小学校	10 ～ 12校
		中学校	1 ～ 2校
目標値	23年度(2011年度)	小学校	6 ～ 8校
		中学校	1 ～ 2校

※ 「適正化・適正配置の対象校」とは、複式の学級で教育が行われている学校であって、1学年1学級で学習する環境をつくるため、学校の統廃合の対象となるものをいいます。

(3) 「評価規準診断テスト」の目標値を達成した児童生徒の割合

現状値	18年度(2006年度)	—
目標値	23年度(2011年度)	80%

※ 「評価規準診断テスト」とは、学力向上支援事業の一環として、学習指導要領に基づく児童生徒一人ひとりの学習習熟度の把握を行うとともに、80%以上の児童生徒が目標値（評価規準）を達成できるよう学習指導法の工夫改善を図ることを目的に実施するテストのことです。



小学校の子どもたち（給食の様子）

《目標2》

1 個別目標の設定

いつでもいつまでも学び、楽しめる場と機会をつくる

2 考え方

市民一人ひとりの価値観が多様化し、社会情勢が大きく変化する中、市民の生涯学習への関心や意欲はますます高まっており、まちづくりや超高齢社会への対応、地域の歴史や文化、環境・資源問題等、新たな課題についての学習ニーズも増えています。また、スポーツに関しても、「いつでも」、「どこでも」、「だれもが」気軽にスポーツに接することできるように、今まで以上の環境づくりと気運の醸成が必要です。

そのような状況を踏まえ、生涯学習と地域文化・芸術活動の支援や生涯スポーツの推進に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 地区公民館の整備及び改修に取り組み、公民館を中心とした学習環境をより充実し、多様な学習機会の提供を図ります。
- (2) 新文化会館、歴史資料館及び美術館の建設を進めます。
- (3) 総合型地域スポーツクラブの創設・支援を行います。

4 目標（値）

- (1) 総合型地域スポーツクラブの推進

現状値	19年度(2007年度)	3地域
目標値	23年度(2011年度)	6地域以上



新体育館にてタグラグビーを楽しむ

《目標3》

1 個別目標の設定

子どもたちの豊かな心の育成を図る

2 考え方

青少年が地域に支えられて成長していることを実感できる地域社会をつくるために、家庭・学校・地域が一体となり、安心・安全な環境づくりのための取組を進めることが課題となっています。また、自己中心的な考えから自分の家族や幼い子どもの命を奪うといった少年犯罪がしばしばマスコミに取り上げられています。相手を思いやる心や生命を大切に思う心を実感できるような学習活動が求められています。

このような状況の中、子どもたちを守り育てることにかかわる家庭や学校とPTA、自治委員会などの地域の団体が連携して、情報や課題を共有したり、行事を協力して行うなどの取組を進めたり、地域総参加で子育てを行うネットワークづくりを促進します。また、青少年の感性や社会性を育成するために、生活体験や自然体験などの体験活動の機会を提供するとともに、青少年が読書に親しむ環境づくりを進めます。

学校においては、相手を思いやる心や生命を大切に思う心を実感できるような豊かな体験活動を推進し、道德教育の充実に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 家庭・学校・地域の総参加により、子育てを行うネットワークづくりを促進します。
- (2) 生活体験や自然体験などの体験活動の機会を提供するとともに、読書活動を推進します。
- (3) 多様な体験活動と関連付けた道德教育の充実をめざします。

4 目標（値）

(1) 小・中学校区ネットワークの数の増加

現状値	18年度(2006年度)	—
目標値	23年度(2011年度)	13校区

※ 「小・中学校区ネットワーク」とは、学校・地域・家庭が協働して、青少年教育に取り組む組織のことです。

(2) 図書館における子ども一人あたりの児童書年間貸出冊数の増加

現状値	18年度(2006年度)	3.7冊
目標値	23年度(2011年度)	5.0冊

6 産業振興分野

《基本目標》

産業を振興し、仕事と地域を誇れるようなまちをつくる

「佐伯の殿様、浦でもつ」の言葉に象徴されるように、佐伯地域は古くから水産業が栄えたまちです。現在でも漁業生産量は大分県全体の5割程度を占めるなど、県内随一の水産都市に位置づけられています。

しかし、資源量の減少や魚価の低迷、後継者不足などによって漁家の経営状況は厳しさを増しています。また、このような状況は、農林業や商工業など他の産業においても、同様です。

こうした状況を打破し、地域に活力を取り戻すためには、農林水産業や商工業などの各種産業の基盤整備はもとより、地域資源を有効的に活用した観光振興や農山漁村ツーリズムに関する取組、商工業など地場企業の活性化や企業誘致・起業支援などを積極的に進める必要があります。これらの取組は、本市全体の活力を生み出すとともに、住民の安定した暮らしの源にもなりますが、そのためには働く人の「やる気」や「意欲」の向上と、それをサポートする環境づくりが欠かせません。

このような考え方の下で、本市の経済活動を支援し、市民が仕事や地域を誇りに思えるような活力ある産業のまちづくりに取り組みます。

1 基本目標

2 個別目標の設定

産業を振興し、仕事と地域を誇れるようなまちをつくる

【目標1】地域資源を有効活用した農林水産業の振興に取り組む

【目標2】意欲を持って仕事ができるよう、企業活動の環境整備や支援を行う

【目標3】住んでよし、訪れてよしの地域づくりを観光振興につなげる

《目標 1》

1 個別目標の設定

**地域資源を有効活用した
農林水産業の振興に取り組む**

2 考え方

農業においては、高齢化や農産物の価格の低迷等により営農活動が低下するなか、遊休農地や耕作放棄地が増加しています。このような状況の中で、農村の集落や景観の保全、さまざまな方法での担い手の育成が望まれています。

また、林業では、長引く木材価格の低迷によって林業経営意欲が低下し、間伐などの森林整備が停滞しているのが実情です。その結果、放置林や伐採後の未植栽など、森林の荒廃が進んでいます。このような状況の中で、生産コストの削減を図り、林業経営を効率化するとともに、後継者の育成なども図る必要があります。

さらに、漁業においては、県内最大の漁業生産地であるものの、原油価格の高騰などにより、厳しい経営を強いられています。このような状況の中で、減少している水産資源の回復と適切な管理を図るとともに、魚価の向上に結びつく取組等の支援や、効率的な漁業活動を行うための施設整備が必要となっています。

このように、いずれも厳しい状況下にある農林水産業ですが、第一次産業の振興にとって、まずはそのフィールドとなる山・川・海が本来持つべき機能を発揮できる環境づくりが欠かせません。山のすばらしい環境が川につながり、川のすばらしい環境が、豊かな海をつくります。

そのため、有害鳥獣の適正規模に応じ、頭数の管理などの有害鳥獣対策に取り組むとともに、生産活動場所の自然環境に十分に配慮し、時代と地域のニーズに応じた各産業の振興・支援策に取り組めます。

3 具体的な取組

(1) 農業関連

ア 集落のリーダーの発掘と組織づくりを進めます。

イ 農地、水、環境保全向上対策事業の活動支援を通じ、農地や農業用水の保全と集落営農の機運の醸成を図ります。

ウ 「佐伯市農村振興基本計画」に基づき、中山間地域の総合整備事業や農村振興総合整備事業等を実施します。

(2) 林業関連

- ア 「佐伯市森林整備計画」に基づき、林道や作業道の整備を行い、木材や椎茸等の生産コストの削減を図り、林業経営の効率化を促進します。
- イ 除間伐等の施策を促進し、健全な森林づくりに努めます。
- ウ 間伐事業に対する補助金のかさ上げ措置を今後も行います。
- エ 佐伯材の利用促進を図ります。
- オ 行政、森林組合、民間が一体となって後継者の育成と育林技術の向上に努めます。

(3) 水産関連

- ア マダイ・クルマエビ・アワビの放流を行い、また、環境に配慮した築磯による増殖場の造成に取り組みます。
- イ 安全・安心で健康な魚を育てる養殖業を支援します。
- ウ 将来の地域水産業を担う後継者の活動を助成します。
- エ 県漁業協同組合と協力して、施設整備を助成します。
- オ 「佐伯市の水産振興に関する戦略と指針」を策定し、山・川・海一体となった環境整備により、豊かな漁場をつくります。

4 目標（値）

(1) 集落営農の法人化の促進

現状値	19年度(2007年度)	4 組織
目標値	24年度(2012年度)	7 組織

(2) 任意集落営農組織の促進

現状値	18年度(2006年度)	4 組織
目標値	24年度(2012年度)	20 組織

(3) 花卉団地整備…1.8ヘクタール(ハウス部分)を整備します。

(4) 林道の開設事業…(林道開設延長)

現状値	18年度(2006年度)	421,061 m
目標値	24年度(2012年度)	431,061 m

※ 林道を10,000メートル開設します。

(5) 有害鳥獣対策…被害額を18年度の半分になるよう取り組みます。

現状値	18年度(2006年度)	2,364万円
目標値	24年度(2012年度)	被害額の半減

(6) 水産業の生産額の増加

現状値	17年度(2005年度)	162億円
目標値	24年度(2012年度)	200億円

(7) 除間伐の推進

目標値	24年度(2012年度)	2,500 ha以上の間伐を行う。 (間伐等推進計画の実施)
-----	--------------	-----------------------------------

(8) 木材(素材)の生産量の推進

現状値	18年度(2006年度)	21万 立方メートル
目標値	24年度(2012年度)	27万 立方メートル

※ 原木のままの出荷量。本市は、日田市(32万9千立方メートル)に次いで県内2位です。
大分県全体出荷量73万立方メートル《平成18年度数値》



佐伯市公設魚市場

《目標2》

1 個別目標の設定

**意欲を持って仕事ができるよう、
企業活動の環境整備や支援を行う**

2 考え方

過去、佐伯地域は、大手前や仲町をはじめとするにぎやかな市街地を中心に発展し、県南地域の中核都市として繁栄していました。しかし、交通体系が整備され、大分や福岡といった都市へ購買力の流出が進んだことや、市内においても郊外型の大規模商業施設が複数進出したことなどの影響を受け、中心市街地では空き店舗の増加に歯止めがかからない状況となっています。さらに、東九州自動車道(佐伯インター)の開通により、今後、購買力の流出が加速する恐れもあります。また、基幹産業である造船業が好調な工業面においても、全体としては依然厳しい状況を脱しておらず、若年労働者の就業機会は停滞傾向にあるのが実情です。

このような状況を解消するため、企業誘致を積極的に推進し、商業振興・市街地の活性化や就業機会の創出・拡大を図るために、経営者・労働者それぞれが意欲を持って仕事をするような環境整備と経営面での支援に取り組めます。

3 具体的な取組

- (1) 商工会議所や商工会と連携し、各種融資制度を活用して中小企業者等を支援します。
- (2) 経営セミナー・研修会の開催増加や経営者の参加促進を図ります。
- (3) 空き店舗対策事業により、商店街の商業振興を支援します。
- (4) 基幹産業である造船業、造船関連業の多角化・高品質化への取組及び人材育成を支援します。
- (5) 異業種交流・産学交流を推進し、新技術・新商品の開発に対する意識の一層の浸透を図り、新分野への進出や起業の創出を促します。
- (6) 企業誘致を推進するため、県との連携を図り、工業用地の確保に取り組むとともに、誘致条件の整備に努めます。
- (7) 地域産業の多様化・高度化のため、コールセンター等情報通信関連企業の誘致に努めます。

4 目標（値）

（１）市制度資金の積極的な活用

現状値	18年度(2006年度)	1億8,550万円
目標値	24年度(2012年度)	2億5,000万円

（２）中心市街地の空き店舗対策

ア 空き店舗の削減

空き店舗の現状を調査し、商店街の活性化対策に取り組みます。

イ 新規参入希望者へ情報を提供します。

ウ 中心市街地活性化計画にもとづく、指定業種に絞った空き店舗家賃補助制度を創設します。

（３）工業用地の取得

現状値	19年度(2007年度)	約15,000㎡
目標値	24年度(2012年度)	新たに130,000㎡以上



仲まち通り七夕まつり

《目標3》

1 個別目標の設定

住んでよし、訪れてよしの地域づくりを観光振興につなげる

2 考え方

本市は、九州で最も大きな面積を誇り、日豊海岸国定公園や祖母傾国定公園、清流番匠川など風光明媚な自然景観を有し、あわせて山・川・海の豊かな自然の恵みもあります。これらの資源を有効活用できていないことから、旅行者の質的变化(観光からツーリズムへ)への対応が遅れているのが実情です。

これからは、自然環境や文化といった地域資源を十分に活用し、「住んでよし、訪れてよし」の持続的で発展可能な地域づくりを行うとともに、これを観光振興に結びつけていきます。

とりわけ、平成19年度から取り組むことになった「日本風景街道（日豊海岸シーニック・バイウエイ）」・「浦文化復興プロジェクト」及び「九州広域観光ルート支援モデル事業」などの国等の広域観光事業を活かし、本市全体が交流地域になるように取り組んでいきます。

3 具体的な取組

- (1) スポーツ施設や食材など、多くの地域資源を掘り起こし、有効活用に取り組めます。
- (2) 食観光を推進します。
- (3) 体験交流コースの充実と民泊の拡大を図ります。
- (4) 観光ガイドの養成や観光情報発信の充実に取り組めます。
- (5) 観光産業の育成に向け、市外者・旅行者との交流を歓迎できる「おもてなしの心の取組」を進めます。
- (6) 観光協会等と連携し、ホームページでの地域のイベント情報などを発信します。
- (7) 観光案内所機能の充実を図ります。

4 目標（値）

（１）体験交流コースや農林漁家民泊の推進
民泊家庭を増やします。

現状値	19年度(2007年度)	8軒
目標値	24年度(2012年度)	10軒以上

（２）観光ガイドの養成

現状値	19年度(2007年度)	33人
目標値	24年度(2012年度)	40人以上



観光ガイド養成講座

7 まちづくり分野

1 基本目標

思いやりとやさしさに満ちあふれた、
一人ひとりがのびのびと個性を発揮できるまちをつくる

2 考え方

まちづくりは、人づくり。地域振興の主役は、一人ひとりの市民です。心豊かな暮らしを実現するために、まずは一人ひとりがお互いの人権を尊重し、人や地域に対して思いやりを持って接することが大切です。そうした認識の普及・共有に努めながら、地域づくりに向けたさまざまな活動や交流を展開していくことで、やさしさに満ちた魅力あるまちは築かれます。

また、行政においても、多様化する市民のニーズを的確にとらえ、時代に即応した各種の施策やサービスを行うとともに、よりの確で分かりやすい情報の発信、開かれた市政の実現に向けて日々取り組んでいく必要があります。

「一人はみんなのために、みんなは一人のために」。このようなお互いを思いやる心を育み、多種の交流やふれあい活動を進めながら、やさしさに満ちあふれたまちをつくります。

1 基本目標

2 個別目標の設定

思いやりとやさしさに満ちあふれた、
一人ひとりがのびのびと個性を発揮できるまちをつくる

【目標1】一人ひとりの人権を大切にする

【目標2】地域づくりに向けた市民の活動を活発にする

【目標3】交流を通じ、縁（えにし）豊かなふれあいを行う

【目標4】利便性を高め、より開かれた行政サービスを提供する

《目標 1》

1 個別目標の設定

一人ひとりの人権を大切する

2 考え方

わたしたちの暮らしの中にはさまざまな人権問題が存在し、国際化、情報化、高齢化など、急激な社会情勢の変化の中で、新たな差別や人権問題も生まれています。こうした人権問題の解決や差別の解消に向け、社会を構成するあらゆる人々が互いに個人として尊重しあい、人間関係を豊かにするとともに、多様な文化や考えを認め合い、共生社会を実現することが求められています。

今後は、平成19年度に策定された「人権施策基本計画」に基づき、佐伯市人権教育啓発促進協議会を中核として、家庭・学校・地域など、あらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向けて積極的に取り組みます。

3 具体的な取組

(1) 学校教育

ア 「大分県人権教育推進計画」に基づく学校の人権教育全体計画の整備・見直しを行います。

イ 児童生徒の人権に対する知識・感性・意欲・態度・技能の育成をめざした人権教育に取り組みます。

ウ 地域人材等の人権教材の選定、学校での人権教育における評価の観点の検討を行い、人権学習の工夫・改善を図ります。

(2) 生涯学習

ア 人権意識の基礎を培うための人権教育を推進します。

イ 共生社会の実現に向け、多様な学習機会を提供します。

ウ 人権学習を広げるべく、指導者を養成します。

エ 人権教育の円滑な推進に向け、佐伯市社会人権教育研究協議会の育成に努めます。

(3) 男女共同参画

ア 男女共同参画社会推進条例に基づき、新たな「男女共同参画基本計画」をつくります。

イ 審議会委員などの男女の比率を、均等とすることをめざします。

ウ 企業・市役所の職場をはじめ、市内のあらゆる領域に男女共同参画の意識を浸透させます。

(4) 人権一般

ア 推進本部会議や推進協議会等の組織で長期・短期の事業推進について情報交換を行います。

イ 人権等の専用コーナーを設置し、講演会や研修会などを開催し、学習の場を提供します。

ウ ホームページやチラシ等の活用と人権標語、人権の花運動を展開し、啓発活動に取り組みます。

エ 人権擁護委員、法務局などの関係機関と連携し、個人の相談・通報等に適切に対応します。

オ ファシリテーターなどの人権指導者の育成に努めます。

※「ファシリテーター」とは、参加者の思いや意識を引き出す役をする人をいいます。

4 目標（値）

(1) 人権教育全体計画(全体構想)を作成している学校の割合の増加

現状値	19年度(2007年度)	小学校100%	中学校 79%
目標値	24年度(2012年度)	小学校100%	中学校 100%

(2) 学校・職場の人権教育、啓発関係協議会の会員数の増加

現状値	19年度(2007年度)	164人
目標値	24年度(2012年度)	220人

(3) 地区別人権学習会の開催地域数の促進

現状値	19年度(2007年度)	20か所
目標値	24年度(2012年度)	30か所

(4) 人権意識調査の実施

社会教育意識調査(19年度から実施)にあわせて5年ごとに実施

(5) 人権指導者の養成人数

現状値	19年度(2007年度)	3人
目標値	24年度(2012年度)	20人

(6) 審議会委員などにおける男女の比率

現状値	19年度(2007年度)	28.7%
目標値	24年度(2012年度)	40%~50%

《目標2》

1 個別目標の設定

地域づくりに向けた市民の活動を活発にする

2 考え方

本市には23のNPO法人があるほか、多数のまちづくり団体がそれぞれの分野で活動しています。しかし、多くの団体では、資金・集会場所・メンバーの確保等がままならず、円滑な活動に支障を来しているのが実情です。

また、これらの団体等の相互間や行政との間における情報交換が十分でないことから、大きなまちづくり活動に向けて力を結集できていないのも事実です。

今後、まちづくり団体が、より活発に活動できるよう、団体等への支援を充実させるとともに、各種の情報提供・組織間の連携等をスムーズに行える環境づくりに取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) まちづくり団体等の活動拠点となる「まちづくりセンター(仮称)」を開設します。
- (2) まちづくり団体等の活動を広く紹介するため、活動の広報制度を実施します。
- (3) まちづくり団体等の相互や本市との間の連携と情報交換を一層活発にするため、「まちづくり交流倶楽部」をさらに充実させます。
- (4) まちづくり団体等と市との協働事業を拡大します。
- (5) まちづくり団体の活動を支援するため、基盤整備(初期費用)の助成を行います。
- (6) 食育推進関連団体の新たな活動促進に向け、関係組織の連携に取り組みます。

4 目標（値）

（１）まちづくり団体等に対する市からの情報提供の数

現状値	19年度(2007年度)	38件
目標値	24年度(2012年度)	80件以上

（２）まちづくり交流倶楽部への加入団体等の数の促進

現状値	19年度(2007年度)	31件
目標値	24年度(2012年度)	60件以上

（３）まちづくり団体等と市との協働事業の件数の促進

現状値	19年度(2007年度)	5件
目標値	24年度(2012年度)	10件以上

（４）食育推進計画の策定等

平成20年度内に「食育推進計画」を制定し、関係機関相互の情報交換や連携を図る機会を設けます。



まちづくり活動メンバー会議

《目標3》

1 個別目標の設定

交流を通じ、縁(えにし)豊かな ふれあいを行う

2 考え方

多様な感覚を育み、豊かな地域社会をつくるためには交流が欠かせません。人は、さまざまな交流を通じ、視野を広げ、喜びを感じ、新たな自分を発見します。

本市では、人と人との縁(結びつき)を大切にし、地域間交流や国際交流の機会をつくるとともに、その交流推進体制の充実に努めます。また、市外への情報発信を通して地域イメージを高め、交流人口の増加や定住の促進に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 地域イベント情報の発信体制の充実に努めます。
- (2) 交流人口増加に向け、イベント情報の把握に努めます。
- (3) 市民が異文化に接する機会を提供します。
- (4) 国際化に対応した施策に取り組みます。
- (5) 定住促進に向けた取組を強化します。

4 目標(値) 目標年度 24年度(2012年度)

- (1) 交流人口を把握するシステムを県と歩調を合わせて構築します。
- (2) 外国青年等との交流や国際理解を深める事業等を開催します。
- (3) 友好都市等との交流事業を行います。
- (4) 市ホームページの英訳や外国語での防災情報の提供等を行います。
- (5) 空き家情報を有効な手段により発信します。



国際交流員による授業

《目標4》

1 個別目標の設定

利便性を高め、より開かれた行政サービスを提供する

2 考え方

暮らしやすい地域をつくるためには、市民の意見や要望を的確にとらえ、行政施策に反映させていくことが不可欠です。市民ニーズが多様化するなか、窓口業務の利便性の向上や情報周知の拡充は、特に重要視されています。

社会情勢や生活形態の変化に即応した行政サービスの提供に向け、各種施策の見直しや改善を図ることはもとより、市民の声を常に聴取する機会を持つとともに、市政情報の周知や開示を積極的に行います。そして、市民と行政が情報を共有し、共通認識のもてる開かれた行政の実現に取り組みます。

3 具体的な取組

- (1) 住民票等の交付時間の延長を検討します。
- (2) 諸証明の交付事務取扱を郵便局等に拡充します。
- (3) 自治、防犯、交通安全等のコミュニティ活動への支援をします。
- (4) 審議会等の会議の公開やパブリックコメント制度の充実を図ります。
- (5) 多重債務問題にも対応できる専門的な知識を持つ消費生活相談窓口の設置に取り組みます。
- (6) 交通安全・防犯等の各種啓発活動の充実に取り組みます。
- (7) 市報やホームページ、市政番組などの情報提供を推進し、行政の透明性を向上させ、開かれた市政の推進を図ります。

4 目標（値）

- (1) 公式ホームページのアクセス数の増加

現状値	19年度(2007年度)	19,000件／月
目標値	24年度(2012年度)	25,000件／月

8 行財政分野

1 基本目標

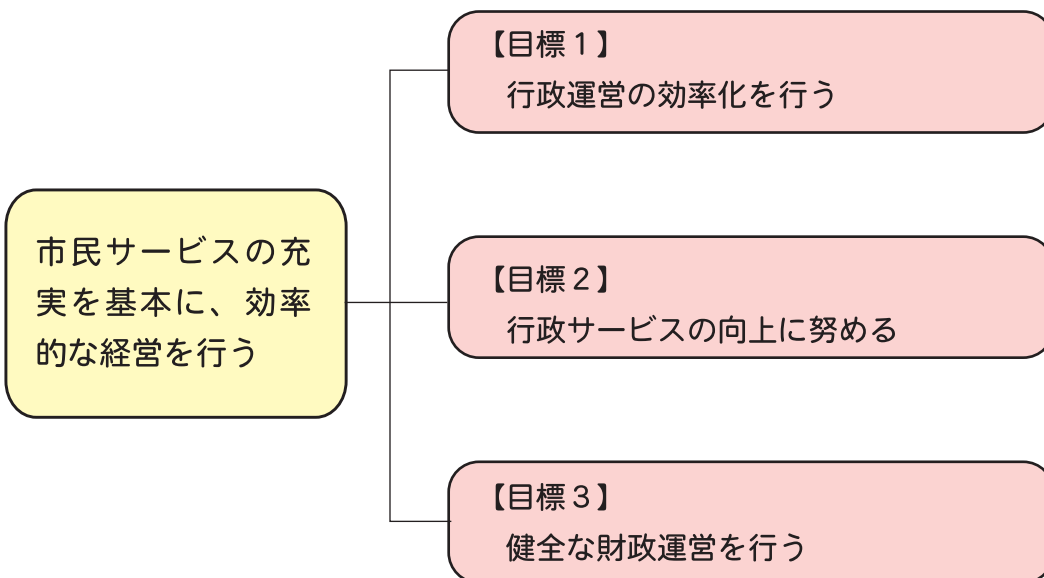
市民サービスの充実に基本に、効率的な経営を行う

政府が進める三位一体改革は、国と地方の財政構造を大きく変革しようとするものです。これによって、国からの交付金等への依存度が高い自治体は、財源の確保が厳しくなるため、行財政基盤の強化が必要不可欠となっています。

本市においても、この三位一体改革を受けて、財政基盤を強化するため、行財政運営の在り方を検証し、平成17年度に「行財政改革推進プラン」を作成し、財政運営の健全化を図ってきました。今後も、引き続き健全な財政運営を行い、行政の効率化に努めるとともに、職員の資質の向上を図り、市民に信頼される職員をめざし、行政サービスの向上に取り組めます。

1 基本目標

2 個別目標の設定



《目標 1》

1 個別目標の設定

行政運営の効率化を行う

2 考え方

本市では、「行財政改革推進プラン」を作成し、定員管理計画の下、職員の削減に取り組んでいます。行政の効率化と総人件費の抑制の観点から、職員の削減は避けて通れない課題です。

今後とも、適正な人員と効率的・機能的な組織機構について常に検証し、効率的な行政運営に努めます。

3 具体的な取組

(1) 九州一広い面積を有する都市としての適正な職員数と組織機能について継続的に検証します。

4 目標（値）

(1) 職員数の削減

現状値	20年度(2008年度)	1,104人
目標値	24年度(2012年度)	1,000人以下

※ 行財政改革推進プランにより、職員数を削減します。



佐伯市役所 本庁舎

《目標2》

1 個別目標の設定

行政サービスの向上に努める

2 考え方

地方分権の推進により、自治体の権限が大幅に拡大しています。また国や県に依存した体質から脱却し、独自性を発揮しながら、地域の実情や多様化する市民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供が求められます。

そのため、業務を行う職員一人ひとりについて、その能力を高めるとともに、職員としての意識啓発を行い、資質の向上に努めます。

また、電子自治体の取組を行うことにより、業務の効率化を推進し、住民サービスの向上をめざします。

3 具体的な取組

- (1) 職員の資質を高めるため、「人材育成基本方針」に基づき、計画的に研修を実施します。
- (2) 総合情報伝達システムを活用して業務の効率化を推進するとともに、市役所内に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努めます。

4 目標（値）

(1) 総合窓口の設置

総合窓口の設置計画を、平成24年度（2012年度）までに作成します。

- ※ 総合窓口については、いろいろな手続を一つの窓口で行える「ワンストップ型」やさまざまな窓口が一つのフロアーなどに集積され、手続に際して、移動することが少なくて済む「ワンフロアー型」があります。

(2) 職員研修計画の作成

「人材育成基本方針」に基づいた職員の研修計画を、平成21年度までに作成します。

《目標3》

1 個別目標の設定

健全な財政運営を行う

2 考え方

政府の進める三位一体改革により、補助金・負担金の廃止・削減及び地方交付税の削減がなされる一方、国から市への税源移譲は、十分ではなく、市の財政は厳しい状況です。このような状況の中、財政運営の健全化を図るために、中長期的な視点に立ち、基幹的収入源である市税等の確保に努めるとともに、行政経費の見直しを行います。

3 具体的な取組

- (1) 公正公平な税務行政を進めるため滞納者対策に取り組みます。
- (2) 「佐伯市行財政改革推進プラン」により財政の健全化に取り組みます。
- (3) 応援する自治体に寄附をする「ふるさと納税制度」を活用し、地域の課題に取り組みます。

4 目標（値）

- (1) 市税徴収率の向上

【現年度分】

現状値	18年度(2006年度)	97.74%
目標値	24年度(2012年度)	98.5 %

【過年度分】

現状値	18年度(2006年度)	9.43%
目標値	24年度(2012年度)	13.0 %

※ ここでの市税は、市民税、固定資産税、都市計画税などをいいます。

(2) 経常収支比率の健全化

現状値	18年度(2006年度)	91.2 %
目標値	24年度(2012年度)	90%以内

経常的経費を90%以内に抑え、財政の健全化に努めます。

※ 「経常収支比率」とは、市税などの経常的に入ってくる一般財源が、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当されているかをみるもので、財政の健全性を判断する指標の一つです。この比率が高くなるほど、公共施設の整備などの投資的経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

普通、経常収支比率は70～80%が標準とされています。平成18年度時点での他市の状況は、中津市が89.3 % 、日田市が94.7 %、大分市は90.2 %です。



平和祈念館やわらぎ